

審議会の対象について

※品種の育成又は種苗の生産を目的とする者からの依頼が審議会対象（条例第8条第1項）

「審議会の対象範囲」と 「種苗法に基づく権利保護 の範囲」について

種
苗
法
登
録
に
つ
い
て

登録品種

種苗法で登録されている品種

沖縄県が開発した登録品種は、知事が「育成者権」を有しており、許諾無しで利用することはできません。
※登録品種は、種苗法の「知的財産権」で守られています。

一般品種

登録切れ品種
在来種（島野菜等）
外来種・導入品種 等

※一般品種：種苗法で登録されていない品種

- ① 登録期間(25～30年)が終了した品種
- ② 登録できない品種＝在来種等
- ③ 育成のための遺伝資源（親）等

「県」が有する知見等

沖縄県農業研究センター等
で所有する種苗等

審議会の対象○

種苗法による権利保護○

審議会の対象○

種苗法による権利保護×

○「農家」「個人」「民間事業者」等が所有する種苗等

○県内に自生する植物体等

※誰のものでもない＝県のものでない
：県が関与できない

審議会の対象×

種苗法による権利保護○

審議会の対象×

種苗法による権利保護×